

新型コロナウイルス感染症について

当感染症については、4月7日から埼玉県を含む地域に対して、緊急事態宣言が発令されていましたが、5月25日に緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められ、緊急事態解除宣言が発出されました。

当消防組合としましては、引き続き下記のと通りの対応を図りますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、市町民の皆さまにおかれましても健康被害を最小限に抑えられるよう、下記をご参照のうえ対応を図られますようお願いいたします。

○ 講習等の対応

各種救命講習、消防訓練、救急訓練、庁舎見学におきましては、現時点では引き続き中止又は延期、受付停止とさせていただきます。再開に向けては、感染状況などを総合的に判断し、決定します。

なお、感染の流行状況により受付開始となった場合はホームページにてお知らせさせていただきます。

各種訓練における備品貸し出しは受付しておりますが、使用后消毒の徹底をお願いします。

○ 市町民の皆さまへ

緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があります。

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話するなどの環境下であれば、咳やくしゃみなどがなくても感染を拡大する危険があること
- ・ 感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染する危険を高めることになること
- ・ 手洗い、咳エチケットなどの感染対策を徹底して頂きたいこと

□ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

- ・ 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える
発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定しておく。

- ・ 帰国者・接触者相談センターにご相談いただく目安

以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

※ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の症状がある方

以下のような方は重症化しやすいため、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合であっても、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

※ 高齢者

※ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方

※ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

・妊婦の方へ

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

・お子様をお持ちの方へ

小児については、現時点では重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

・その他

現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

□ 医療機関を受診する際のお願い

・帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

・医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

○ 相談窓口

帰国者・接触者相談センター

・草加保健所（担当区域：吉川市）

平日昼間（8時30分から17時15分まで）

電話番号：048-925-1551

・春日部保健所（担当区域：松伏町）

平日昼間（8時30分から17時15分まで）

電話番号：048-737-2133

・保健医療政策課 感染症・新型インフルエンザ対策担当

土曜・日曜昼間（8時30分から17時15分まで）

電話番号：048-830-3557

・埼玉県救急電話相談

夜間（17時15分から8時30分まで）

電話番号：#7119

・厚生労働省の電話相談窓口

受付時間：9時30分～21時00分（土日・祝日も実施）

電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）

埼玉県におけます新型コロナウイルスの関連情報は[コチラ](#)まで

国（厚生労働省）におけます新型コロナウイルスの関連情報は[コチラ](#)まで